

「検査における評価制度について（案）」に対する意見

平成17年6月15日

社団法人 第二地方銀行協会

項 目	意 見
評価制度全般について	<ul style="list-style-type: none">○ 各項目の評価に際しては、機械的・画一的な判断に陥ってはならないとされてはいるが、特に地域金融機関は地域性や規模が区々であり、ビジネスモデルも多様であることから、オフサイト部門との連携を密にすることはもとより、金融機関との「双方向の議論」を十分尽くしていただきたい。そのうえで、評価に当たっては、チェック項目等に記述されている字義通りの対応がなされていない場合にあっても、当該金融機関の規模や特性に応じて十分であるかどうかという観点から適切な判断に努めていただきたい。○ 適切な評価を行うためには、十分な評価事例の集積が必要と考えられることから、それに見合う十分な試行期間を設けていただきたい。

<p>評定方法について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評定段階については、少なくとも制度実施当初は、各検査官が一様に適切な評定を行えるかどうか懸念されるため、当面は5段階評価とし、制度の運用状況を見たうえで、よりメリハリの利いた4段階評価に変更すべきではないか。 ○ 評定段階の水準感に対する共通認識を持つためにも、これまでの検査事例からみた問題点等を例示し、具体的な評定段階（A～D）を示していただきたい。
<p>検査の濃淡について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評定結果に基づき検査頻度に濃淡をつけることは、結局総合評価をマーケットに暗示することになる。当面総合評価を見送ることとした理由から、評定結果を検査頻度にリンクさせることには十分慎重に対応すべきである。むしろ、現在のように制度変更や環境変化が激しい時期においては、検査周期を長くすることが必ずしも金融機関のインセンティブにつながらないことから、当面は、検査頻度以外の評定項目の検査範囲、検査深度で濃淡をつけることが適当ではないか。
<p>評定における着眼点（例）全般について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関自身の経営改善への動機付けという評定制度の意義に鑑み、プラス評価要素をさらに多く挙げていただきたい。 ○ 「適切か」「具体的か」「積極的か」という判断基準が多用されているが、検査官の見方の違いにより評価自体にバラツキや乖離が懸念されるので、評価の判断基準・着眼点をできるだけ具体的にしていきたい。

<p>検査マニュアルのチェック項目について</p>	<p>○ ベストプラクティスとされている項目（「望ましい」とされている項目）は、その性格上、評定の対象外としていただきたい。</p>
<p>「顧客保護等管理態勢」について</p> <p>○ 評定における着眼点（例）</p> <p>Ⅲ. 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況</p> <p>2. 「コンプライアンス環境」のチェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客に対するディスクロージャーについては、その内容が<u>総花的</u>で抽象的なものではなく、顧客の立場に立った具体的で分かり易い内容となっているかなど、その適切性や充実度にも着眼する。 	<p>○ 「総花的」の意味、および当該着眼点の趣旨が不明確であることから、「総花的」という文言について、削除等修正していただきたい。</p>
<p>「リスク管理態勢（共通）」について</p> <p>○ 評定における着眼点（例）</p> <p>I リスク管理に対する認識等</p> <p>1. 取締役の認識及び取締役会等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営方針等の策定経緯や取締役の善管注意義務 ・ 忠実義務の履行状況等に着眼する際には、取締役会における議論の内容等を<u>議事録</u>によって確認した上で行う。 	<p>○ 「<u>議事録等</u>」に修正すべきである。</p>

<p>「自己資本管理態勢」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評定段階基準 ○ 評定における着眼点 (例) <ul style="list-style-type: none"> I. 「自己資本比率の正確性の検証」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査実施後において、自己資本比率の算定の正確性が低いことが判明した場合 (例えば、検査前後の自己資本比率乖離率が 10%以上の場合) は、評定上マイナスの要素として勘案する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己資本管理態勢の A 評定基準において、「その結果、質・量ともに極めて充実した水準」とあるが、自己資本水準が極めて充実しているかどうかは、当該金融機関のビジネスモデルやリスク特性に応じて判断すべきものであり、一概に判断できるものではない。したがって、当該表現は B 評定基準と同様、「自己資本も十分な水準にある」ととどめるべきではないか。 ○ 自己資本比率算定の正確性が低いことの例示として、「自己資本比率乖離率が 10%以上」が示されているが、自己資本比率が低い金融機関ほど自己資本比率乖離率は大きくなりやすいことから、基準設定に当たっては、試行期間における分布状況等を踏まえ、十分慎重に判断していただきたい。
<p>「信用リスク管理態勢」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評定における着眼点 (例) <ul style="list-style-type: none"> II. 適切なリスク管理態勢の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・零細企業の事業の将来性等に関する「目利き」能力の向上に対する取組みによって融資審査態勢が強化され、問題債権の発生が未然に防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ プラス要素として勘案されるためには、どの程度の取組みが必要なのか、ある程度の目安を示してもらいたい (他のプラス要素に関する記述も同様)。

<p>されていると認められる場合等においては、評定 上プラス要素として勘案する。</p>	
<p>「資産査定管理態勢」について</p> <p>○ 評定における着眼点（例）</p> <p>Ⅲ. 自己査定体制の整備等の状況等の検証</p> <p>1. 自己査定基準の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産ポートフォリオの状況に係る検証に当っては、特定の業種や特定の地域に与信が多い場合であっても、何らかのリスクヘッジ策が講じられているなど、資産の健全性を確保するための態勢が整備されているかに着眼する。 	<p>○ 「資産査定」とはあくまでも個別企業の査定の問題であり、当該着眼点は「信用リスク管理態勢」にかかるものと考えられることから、ここでの記載は不要ではないか。</p>

以 上